

令和6年度 10月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和6年 10月 4日 (金) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 5人

議席番号	委員氏名	出席	議席番号	委員氏名	出席
1番	中島 一博	出席	13番	城野 信彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	欠席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	出席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	江越 博則	出席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	欠席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	欠席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	欠席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	欠席	24番	岡 龍道	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (8件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (7件)

議案第4号 農用地利用集積計画 (経営基盤強化促進法分) について
委員会決定分 (50件)

議案第5号 農用地利用集積計画 (中間管理権分) について
委員会決定分 (2件)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について
委員会要請決定分 (1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和6年10月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は18名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席につきましては〇〇番の〇〇委員さん〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡が入っております。なお、〇〇番の〇〇委員さんにつきましては少し遅れるとの連絡がっております。

会長よりお願いします。

会長

皆さん、おはようございます。

総会に入ります前に、本年4月より2名の欠員となっておりますが、9月の町議会におきまして同意が得られた2名の方が、10月1日付で農業委員に任命をされております。2名の方のご紹介をかねて両名様からのご挨拶を〇〇委員からお願い致します。

〇〇委員

会長より紹介頂きました〇〇です。10月1日付で農業委員に任命されました。前任者はお亡くなりになりました〇〇委員さんです。前職は農協の営農指導員でここにいらっしゃる大半の方の顔は存じ上げております。今月から皆さんと農業委員として頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〇〇委員

10月1日より新しく農業委員に任命されました。何も分かりませんので皆様ご指導のほどよろしくお願い致します。

会長

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第5号	農用地利用集積計画（中間管理権分）について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について
その他	

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	8	件	面積	11,723	m ²
------	---	---	----	--------	----------------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

所有者が耕作はされてありましたが、耕作しづらい農地であり今回の申請となりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

9月27日に担当委員と事務局で現地確認を行いました。

従来農業用倉庫として使用されており、隣接農地も申請者の田んぼであり特段問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇番〇〇です。何年程前から倉庫を建設し使用されていたのでしょうか。

事務局

始末書に記載された内容からみると、使用開始時期は平成10年からとなっております。

議長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月27日に事務局と担当委員で現地確認を行いました。
排水計画に特段問題はないと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地の西側の、のり面については、申請者さんと話しは出来ているのでしょうか。

事務局

ご質問の件について字図等で確認しましたところ、この法面部分については地番のない土地で、基本的に国の土地となっている場所ではないかと思えます。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月27日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は中原校区高速道路の南側です。目的は駐車場及び資材置場です。地元区長、生産組合長さんの承諾も取られており特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

〇〇番〇〇です。目的が資材置場となっておりますが、各資材の中でも油、廃油関連等も置かれるのでしょうか。水路への廃油等の流出があるのはまずいので資材としては鉄骨、小型重機等だと問題はないかと思われますが。

事務局

基本的に申請地の広さから、乗用車、小型重機の駐車を想定しておりましたが、大型重機等の駐車もあるのか、ある場合油もれ予防のため防除措置を取られるのか確認しておきたいと思います

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由及び始末書添付である旨を説明する。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

9月27日に事務局と担当委員とで現地確認を行いました。

先程事務局より説明があった通りです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

なお、本案件については、農振除外申出時の事業計画内容で面積の変更及び三養基土地改良区、北茂安土地改良区からの意見において種々の条件や確認事項がありますことから、事務局説明後に転用事業者の許可申請受任の者から、事業計画内容及び関係機関からの意見に対する対象方法の説明等を受けた上で審議を行います。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

事務局

農振除外申出時の事業計画と本申請案件計画の相違内容及び法令の取扱い等について説明

申請者代行〇〇（株）

農振除外申出時計画との変更経緯、除外申出を行うにあたっての地元、北茂安土地改良区からの意見、今回申請計画にあたっての佐賀県の開発行為担当課からの意見等について説明

〇〇測量事務所

雨水対策について、県との協議において1haを超えないため調整池の設置は不要の回答を得ているが、町から「雨水対策を行うこと」の副申が出されていることから、浸透式アスファルト、緑地部分は浸透できる施工にすることで協議を行い、今回の土地利用計画を行っている旨を説明

事務局

北茂安土地改良区からの意見に付されている土地改良施設の移設に関する内容の説明を求める

申請者代行〇〇（株）

北茂安土地改良区からの指示事項を踏まえ、地元との協議を行い、同意を得た内容を土地利用計画に反映するよう設計業者に指示を行っている。

事務局

同じく北茂安土地改良区よりの意見に、「雨水排水の終末が農業用水路であることか

ら、油類の流出対策をどうするか。」について意見を求める。

〇〇測量事務所

〇〇工業の事業内容がプラスチック製造事業のため、基本油類の流出はないものと考えているが、備えとして雨水については溜枡を設け、上澄みのみを流す施工としている。

申請者代行〇〇（株）

緑地部分の設置については南側耕作者より雨水流出を控えてもらいたいとの意見により設置を行ったこと。また、工場の稼働時間が不明ではあるが、夜間照明を農地側には設置しないよう〇〇工業に申し入れをしている旨の説明。

事務局

三養基土地改良区よりの意見として、今回隣接する別の事業計画地を事業完了後、〇〇工業が取得とした場合、全体面積が1haを超えることになるが、その場合の対応について回答を求める。

申請者代行〇〇（株）

一体利用となった場合、県の都市計画課からの指導事項として、雨水対策の再検討が必要とされている。今後を踏まえた県との確認において、事案発生時の法令や流域の状況等により指導が行われるが、雨水対策としては調整池だけでなく、今回施工の浸透アスファルトやその他の協議により指示を仰ぐこととなる。また、1haを超えた場合、開発行為に関し改めての指導がなされる旨を契約書の文面を持って明示していることを説明。

事務局

只今、本案件の関係者からの説明と、三養基土地改良及び北茂安土地改良からの意見に基づきます回答をして頂きましたが、それに対して質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇工業さんにお尋ねします。雨水対策については様々な対策をとってもらっておりますが、浸透性のアスファルトとなっておりますが、雨水の程度による精度、浸透率のデータはお持ちなのでしょうか。ともう一つは、プラスチックの製造、加工となっておりますなかで、ゴムとプラスチックは違うと思いますが、ある地区ではゴム製造工程において臭いがきついという声も聴きますので、貴社の製造工程においても異臭の発生がないのかをお聞きしたいと思います。

〇〇測量事務所

ご質問の一つである異臭の件ですが、現在〇〇工業さんがやっておられる製造業務を、

今度新設する工場で行いたいとお聞きしておりますが、今のところ異臭に対して地域との問題が発生したとは聞いておりません。二つ目のアスファルトの浸透性の件ですが現在通常のアスファルトの30%増しの雨水の浸透率があるとのデーターをいただいております。ただ浸透性のあるアスファルトにするとアスファルトの強度が落ち、へこみができるため5年に一回位のやり直しが必要となり、施工に際してのメリットデメリットになっております。が、実質浸透式のアスファルトにすることで調整池を作ることより少しメリットになっております。調整池は周辺が満水になると基本機能を果たさなくなります。吐き出す河川自体が吐き出す能力があるとき調整池も能力を発揮しますが、今回の地域がみやき町でも一番低い地域になっておりますので、浸透式のアスファルトにして地中に浸透させた方が効果はあると私の方では思っております。

〇〇委員

ご説明頂きました浸透式のアスファルトのことは分かりましたが、浸透するということは、そこにゴミないし粒子の土砂が詰まるということになり浸透率が低下するのではないのでしょうか。そう言うことも想定されておられるのでしょうか。

〇〇測量事務所

周辺の状況を考えてのことですが、今回プラスチック製造をする場所はアスファルトであり、砂粒、ゴミが入りにくいことと考えております。周りに砂浜、運動場等があると砂の粒子が入り目詰まりしやすくなりますが、基本、通常の雨水では他の地域に比べて効果が低下するのではないかなと思っております。それでも、アスファルトの上に雨水が溜まりだしますと打ち直しとなります。

〇〇委員

メンテナンス、清掃が必要になるかと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

〇〇測量事務所

基本、通常は荒い粒子を使つての浸透式のアスファルトを施工します。荒い粒子を使用することにより沈下が起きやすくなり、雨水による浸透は変わりませんが、重量のあるトラック等が通るとことによって、使い勝手が悪くなり、ひび割れ、へこみができ支障をきたすこととなり修繕をすることになります。浸透式のアスファルトに関して現時点での定期的なメンテナンスは考えていません。

〇〇委員

自分の田んぼは7反の面積があるが、この広さでも相当の水が溜まる。これが今回の約1haとなればさらに多くの水となる。排水先が道路側溝となっており、浸透式アスファルトでの対策ということだが、今後5年先、10年先でも問題ないのかの不安がある。

申請者代行〇〇（株）

地元でも同様の意見があり、設計業者と技術的話し合い、浸透式アスファルトによる30%ほどの減水効果と併せ、場内擁壁についても20センチほど耳をとってのL型擁壁とする計画としている。メンテナンスについては大規模なものは5年に1度で、通常のメンテナンスは随時対応を行うことを地元へも説明を行っている。

〇〇委員

想定外の大雨が降った場合、新たな対策は想定されているのか。

申請者代行〇〇（株）

県の河川砂防課との協議において、計算上より10%~20%上積みした計算の検討が必要との意見がなされている。プラスアルファとして緑地部分を設け、また場内側溝についても通常より広い側溝による施工計画とし、保険的に2割増しの水が溜まるようにしており、1haの開発に比べ、今のところ10%程度余裕のある雨水対策計画としている。

事務局

農地転用の許可基準である農業従事者の雇用に関してはどのようなになっているのか

〇〇測量事務所

町まちづくり課との協議を行い、9月19日に雇用協定が結ばれている。

〇〇行政書士

先ほど説明のとおり雇用協定が結ばれており、5名を地元から雇用するとされている。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

9月27日に現地確認を行いました。

この案件については昨年11月に農振除外の審議を行ったもので、除外の理由としては現在の工場が手狭になったため新たに工場を建設するもので、条件として地元からの雇用を行うとされています。

周囲に影響を及ぼさないよう工場は建てられると思われま。また、先ほど説明があったとおり地元から3割を雇用するとされています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

ただ今賛成の審議結果をいただきましたが、本案件については委員の皆様からも様々な意見があったことから、町長への意見書への付議事項の案として「北茂安土地改良区及び三養基土地改良区からの意見に対しては、両土地改良区と十分な協議を行い、周囲の営農及び農業用施設に支障を及ぼさない措置を適切に行うこと。併せて、転用完了後に当初計画との変更が生じた場合は、関係機関への確認及び協議を確実にを行い、必要な措置を講じること。」を付したいと思います。

議 長

ただ今事務局より意見がありましたとおり、付帯意見の条件を付けた委員会の意見としてよろしいでしょうか。

(意見等なし)

事務局

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月27日に地区担当委員と事務局で現地確認を行いました。

この申請地は、今月上記申請番号4番と一緒に、去年11月に農振除外で現地確認し許可を貰った残りの分です。転用の目的は事務所の建設で、実際久留米で営業をなさっているようです。今回佐賀県東部地区への営業強化のため営業所を建設したいとの事です。汚水、雨水については側溝に流し適切に排水されるようになっており、周囲に影響を及ぼさないよう進めていかれると思います。また、許可条件として農業従事者を雇用するようになっております。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

〇〇工業さんのプラスチック工場が10,000㎡以下の面積で申請され、同地区内の案件で先程の案件が申請されております。勘ぐれば将来的に〇〇工業さんがさらに面積の拡大で取得されるとも考えられないこともないと思います。もう一つは、不動産業者なので農業従事者が雇用されるとあっても、営業となると宅建等資格が当然必要となるため就業の窓口になるのは宜しいでしょうが簡単にはいかないと思います。〇〇工業さんが今の水田を取得される想定もいておいたほうが良いのではと思います。

事務局

〇〇工業が本案件の申請地を取得することになれば、その時点で県の開発行為担当課との協議が必要となり、その時点で調整池等の法令に基づく指示がなされるものと考えております。

そのような点を想定し、先ほどの付議事項の提案をさせていただきましたが、内容については再度具体的な事項とするよう検討したいと思います。

事務局

雇用面に関して最終的な協議はまちづくり課と行われることとなりますが、先ほど意見がありました資格、人数については明確にするよう要望をしています。なお、人数については5名程度との計画と聞き及んでいます。また、当該会社が数年で無くなった場合の雇用協定上のペナルティ等については現在確認しており、今後も本案件については、関係課等への確認を行って行きたいと考えております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議 長

賛成多数ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号6農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局（弓）

議案第3号6農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月27日に現地確認を行いました。

孫が営農を手伝うための住宅建設申請です。周囲も貸渡人の農地であり特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号6について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第3号6については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号7農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号7農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由

について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

9月27日に事務局と担当委員で現地確認を行いました。
先程審議して頂いた農業用倉庫に隣接する住宅の建設です。周囲への影響もないかと思われ
ます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号7について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号7については、申請どおり許可相当の意見を付して、
町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地
利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、
設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	50 件	所有権移転	2 件
------	-----	------	-------	-----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

る議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 2 件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第6号農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第6号農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について説明をする。

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第6号について説明どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第6号は、承認することに決定いたしました。
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 活動記録簿の記載について
2. 赤い羽根募金の協力について

議 長

11月の総会は、11月 6日(水)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、11月 6日(水)に実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、10月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

議 長

これで10月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番